2023年(令和5年)3月29日

法務大臣 齋 藤 健 殿

大阪弁護士会

会 長 福 田 健 次

勧告 書

申立人A及び申立人Bより、当会に対し、人権侵害の事実があったとして、 適切な救済措置を求める旨の申立がありました。

当会において慎重に審査した結果、人権侵害があると認めましたので、以下のとおり勧告します。

第1 勧告の趣旨

受刑者以外の被収容者に自弁を許す品目(法務省矯成訓第3339号被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令別表9)のうち、「化粧水類」について、「女子に限る」との条件を撤廃するよう、勧告する。

第2 申立ての概要

申立人Aは、2016年(平成28年)8月23日から大阪拘置所において勾留された男子である。

申立人Bは、2019年(令和元年)8月27日から大阪拘置所において勾留された者であり、戸籍上の性別は男子であるも性自認は女子である。申立人A及びBは、それぞれ大阪拘置所に対して、乳液又は化粧水類(以下、これらを単に「化粧水類」という。)の使用のため購入を希望したが、これを認められなかったとして、人権救済を申し立てた。

第3 前提となる関連法令

以下のとおり、関連法令について略称を用いることとする。

- ア 刑事収容施設法 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する 法律
- イ 特例法 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律
- ウ 物品訓令 法務省矯成訓第3339号 被収容者に係る物品の 貸与、支給及び自弁に関する訓令
- エ 法務省通知 法務省矯成第3212号通知 性同一性障害等を 有する被収容者の処遇指針について
- 1 未決拘禁者による「化粧水類」の自弁が許されるのは、原則として、戸 籍上の性別が女子である者に限られること

被収容者に対する物品の貸与・支給・自弁について定めた物品訓令第9 条は、「刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則第16条第4項の規定 により受刑者以外の被収容者に自弁を許す日用品、文房具その他の刑事施 設における日常生活に用いる物品の品目は、別表9のとおりとする。」旨 定めている。

別表9は、受刑者以外の被収容者に自弁を許す日用品、文房具その他の 刑事施設における日常生活に用いる物品の一品目として、「化粧水類」を あげるが、同「摘要」欄には「女子に限る。」との記載がある。なお、当該 「女子」とは、実務上、戸籍上の性別が女子である者と解されている。

そのため、受刑者以外の被収容者である未決拘禁者による「化粧水類」の自弁が許されるのは、後述する法務省通知により、戸籍上の性別が女子である者、またはその身体について他の性別に係る身体的特徴に近似する外観を備えている被収容者から、別表9に掲げる衣類及び物品のうち、他の性別に限り使用が予定されているものについて使用の申出があった場

合において、個別具体的な事情を考慮し、必要と認めたときに限られることになる。

また、別表9に挙げられた品目のうち「摘要」欄に「女子に限る。」と記載されているのは、「化粧水類」のほかに、「ヘアピン」、「生理用品(おりものシートおよび妊産婦用具を含む。)」、「礼拝用スカーフ」、「尿とりパッド」である。

他方、自弁を許す品目の一つとして、「クリーム類」が挙がっており、同「摘要」欄には「女子に限る。」との記載はない。また同表中の他の品目を見ても、同表「摘要」欄に「男子に限る。」と記載されたものは存在しない。

2 トランスジェンダー¹は刑事施設において、原則として戸籍上の性別に 従った処遇を受けること

刑事収容施設法第4条第1項第1号は、被収容者を分離収容する際の基準として、「性別」をあげており、実務上、当該「性別」とは戸籍上の性別と解されている。つまり戸籍上の性別が女子である者は女子被収容者となり、戸籍上の性別が男子である者は男子被収容者となる。トランスジェンダーのうち、戸籍上の性別を変更した者については、変更後の性別に従うとされている(法務省通知等を参照)。よって、トランスジェンダーも、刑事施設においては、原則として戸籍上の性別に従った処遇を受ける。

周知のとおり、現行法上、戸籍上の性別を変更するためには、生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること(特例法第3条

3

¹ 国連人権高等弁務官事務所によるファクトシート LGBT RIGHTS: FREQUENTLY ASKED QUESTIONS (https://www.unfe.org/wp-content/uploads/2018/10/FAQs-English.pdf) には、"Transgender people have a gender identity that is different from the sex that they were assigned at birth." との記述があり、出生時に割り当てられた性別とは異なる性自認を持つ者とされている。

第4号)、その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること(同第5号)の要件が必要とされているから、刑事施設において一貫して自己の性自認に係る性別に従った処遇を受けることができるトランスジェンダーは、性別適合手術を受けた者に限られる。

3 規定上、身体について他の性別(女子)に係る身体的特徴に近似する外 観を備えていない者については、「化粧水類」の自弁が一切許されないこ と

上記で記載したとおり、化粧水類は原則として、戸籍上の性別が女子で ある者のみに自弁が許されている訳であるが、その例外について検討する。

(1) 物品訓令の定め

物品訓令 9 条の 2 は、「刑事施設の長は、<u>その身体について他の性別に係る身体的特徴に近似する外観を備えている被収容者</u>から、…別表 9 に掲げる衣類及び物品のうち、他の性別に限り使用が予定されているものについて使用の申出があった場合において、個別具体的な事情を考慮し、必要と認めたときは、これを許すことができる。」と定めている。同規定は、<u>その身体について他の性別に係る身体的特徴に近似する外観を備えている被収容者</u>のみを対象としているから、例えば、女子の身体的特徴に近似する外観を備えていないトランスジェンダー女子が、「化粧水類」をはじめ、女子(戸籍上の性別)のみに使用が限られている物品の自弁を申し出たとしても、一切許されない取扱いとなる。

なお、「その身体について他の性別に係る身体的特徴に近似する外観 を備えている」という点について、同訓令に例示や解説等は見当たらな い。

(2) 法務省通知(その改正通知を含む)

法務省は、法務省通知に関して、平成23年6月1日付け通知、平成

27年10月1日付け改正通知をそれぞれ通達している。

このうち、本件で問題となっている日用品の受刑者以外の被収容者による自弁について、「性別により品名が限られている物品については、原則として、戸籍上の性別に係るもののみ自弁を許すことが相当である」とされている(法務省通知・5・(3))。

例外としては、長髪としているMTF²の者についてヘアピンの使用の必要が認められる場合には自弁を許すことなどが挙げられている。しかしながら、例外規定には、いずれも、「物品訓令第9条の2に基づき」という限定が付されている。上記(1)記載のとおり物品訓令第9条の2は、「その身体について他の性別に係る身体的特徴に近似する外観を備えている被収容者」のみを対象とするものであるから、同条件を満たさないトランスジェンダーは、法務省通知においても除外される。

(3) まとめ

以上より、その身体について他の性別(女子)に係る身体的特徴に近似する外観を備えていない者が、「化粧水類」をはじめ女子(戸籍上の性別)のみに使用が限られている物品の自弁を申し出たとしても、一切許されないものと結論付けられる。

なお、大阪拘置所においても、戸籍上男子である被収容者に対して、 化粧水類の使用を認めたことが過去にはないとのことであった。

第4 認定した事実

2 法務省通知においては、MTF 及び FTM について、下記の定義付けがなされているが、このような定義を用いることが相当であるかについては、議論があることに留意されたい。

[「]MTF」とは、生物学的な性別は男性であるが、心理的には女性であるもの(male to female)をいうこと。 「FTM」とは、生物学的な性別は女性であるが、心理的には男性であるもの(female to male)をいうこと。

1 申立人Aについて

申立人Aは、時期に関しては、明確な記憶はないが、化粧水類の購入の 可否を職員に尋ねたところ、購入不可と回答されたため、自弁による購入 を断念せざるを得なかった。

2 申立人Bについて

申立人Bは、大阪拘置所収容時に至るまで、性別適合手術、ホルモン注 射は行ったことがないが、大阪拘置所に勾留された際、自身について性同 一性障害を有する旨の申告を行った。これに対して、大阪拘置所は、申告 に係る医療機関等の診断書の所持について確認したところ、申立人Bは、 診断書を所持していない旨の回答を行った。もっとも、申立人Bに対して は、2012年(平成24年)3月30日の時点で、精神科医師から、性 同一性障害等の診断がなされていた。

申立人Bは大阪拘置所に収容されている間、独居房に収容され、入浴は単独で行っていた。

申立人Bは、令和元年9月頃、口頭にて化粧水類の購入を大阪拘置所職員に対して求めたところ、対応した職員は女子用品であるから申立人Bには購入が認められない旨の回答をして、化粧水類の自弁を認めず、そもそも認めるか否かの検討も行われなかった。

これについて、申立人Bは、2019年(令和元年)9月、監査官及び 大阪拘置所長のそれぞれに対して苦情を申し出た。

第5 本勧告書冒頭記載の勧告を求める理由

1 憲法上の問題点

上記記載のとおり、物品訓令別表9は、受刑者以外の被収容者に自弁を 許す品目のうち、「化粧水類」について、その「摘要」欄に「女子に限る。」 と記載しており、これらの品目について、性別(実務においては、戸籍上 の性別)で取扱いに差異を設けている。

当該規定及び当該規定に基づく刑事施設内での処遇によって、申立人らのように戸籍上の性別が男子である未決拘禁者は、トランスジェンダーも含め、化粧水類の自弁が許されないという不利益を被っているため、このような差別的取扱いが、個人として尊重され幸福追求権等を保障する憲法第13条及び法の下の平等を定める第14条第1項に違反するのではないかが問題となる。

2 「化粧水類」について、「女子に限る」との条件の不合理性

今日において、時代の変化に従い男子においても化粧水類を使用する者の割合は相当数にのぼっており、化粧水類は女子のみが使用するものであるという実態はほぼなくなっている。そして、割合的には女子の方が化粧水類を利用する割合は依然高いものの、美容・外観という個々人の選択・自由の範疇に入るものであるから、個々人によって差異が生じることは幸福追求権(憲法第13条)から当然に予定されるところであり、一律に性別によって区別することは目的・手段において合理性を欠くといわざるをえない。

物品訓令別表9においては、「クリーム類」の使用は、皮膚の保湿を目的として女子に限らずすべての被収容者に自弁が許されており、顔面の皮膚の保湿を目的とする「化粧水類」をこれと同様に扱っても何らの不都合も生じないと考えられる。むしろ同一に扱うことこそが整合的である。

よって、女子のみに「化粧水類」の自弁を認める本件差別的取扱いは、 憲法第14条第1項に違反するというべきである。

したがって、少なくとも「化粧水類」については、「女子に限る」との条件を撤廃するよう、勧告する。

3 勧告相当であること

本件では、憲法第14条第1項に列挙された「性別」による差別的取扱

いが問題となっているところ、本件差別的取扱いを撤廃することによる利益は戸籍上男子である者にとどまらずあらゆる者に及ぶこと、拘置所における性別ないし性自認による差別的取り扱いはこれまでも日本弁護士連合会や各単位会から指摘されているところであることをふまえ、勧告相当と判断した。

第6 被申立人において再検討を求めるもの

1 「女子に限る」とする物品について

別表9では、申立人A及び申立人Bで問題となった「化粧水類」以外にも、「ヘアピン」、「生理用品(おりものシートおよび妊産婦用具を含む。)」、「礼拝用スカーフ」、「尿とりパッド」の自弁について「女子に限る」という区別が設けられている。

この点、「生理用品(おりものシートおよび妊産婦用具を含む。)」については、男子被収容者に自弁を許す必要性はないといえる。なぜなら、現在、刑事施設において被収容者は性別に従って分離され(刑事収容施設法第4条第1項第1号)、実務の運用において当該性別は戸籍上の性別とされているところ(法務省通知)、現行法上、戸籍上の性別を変更するにあたっては、「生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること」(手術要件)が必要とされているから(特例法第3条第4号)、トランスジェンダー男子の場合、基本的には子宮卵巣摘出及び膣閉鎖術を受けて、戸籍を男子へ変更することとなる。そのため、男子として収容される被収容者の中に、生理・妊娠出産の可能性のある者は存在せず、「生理用品(おりものシートおよび妊産婦用具を含む。)」は不要であるといえるからである。

他方、「生理用品(おりものシートおよび妊産婦用具を含む。)」以外の 物品については、化粧水類に限らず性別を問わず使用される可能性は否定 できない。それらを使用するか否かは、終局的には個々人の思想によるから、一律に性別によって使用の可否を区別することには、何ら合理性が存在しない。

したがって、「ヘアピン」、「礼拝用スカーフ」及び「尿取りパッド」の自 弁について、男女間で区別を設けることは、目的・手段共に合理性が認め られず、憲法第14条第1項に違反する可能性が高いというべきである。 よって、受刑者以外の被収容者に自弁を許す品目(物品訓令別表9)の うち、「摘要」欄に「女子に限る」と記載されている品目中「生理用品(お りものシートおよび妊産婦用具を含む。)」を除いた品目は、化粧水類に限 らず、「女子に限る」ことの合理性が認められるかを再検討されたい。

2 戸籍上の性別と異なる性自認を有する者の処遇について

本件の申立人のうち、Bは自己が女子としての性自認を有していることを申立ての契機として強く意識しているから、これに関して、以下若干補足する。

(1) 他の性別に係る身体的特徴に近似する外観を備えていなければ、特定の品目の自弁が一切許されないという現行法令について

上記に記載したとおり、戸籍上の性別の変更を伴なわないトランスジェンダーについては、原則として戸籍上の性別に従った処遇がなされており、「化粧水類」の自弁ですら、他の性別に係る身体的特徴に近似する外観を備えていなければ、一切許されないのが現状である。

この点、「他の性別に係る身体的特徴に近似する外観」の定義・内容については必ずしも明確ではないが、そのような外観を備えるためには、場合によっては、性別適合手術による精巣の摘出や豊胸手術や外性器の形成等も行わなければならない。これらの身体への強度の侵襲及び生命

ないし身体に対する危険による不利益は極めて甚大であり²、果たして、「化粧水類」やその他の女性のみに使用が許されているものの自弁のために、このような要件を設けること自体に合理性が認められるかについては、甚だ疑問である。これは、特例法において要求されている手術要件・外観要件の合憲性にも通ずる問題であり、他の性別に係る身体的特徴に近似する外観を備えていなければ、「化粧水類」の自弁が一切許されないという現行法令の改善に向けて、不断の検討がなされるべきである。

(2) トランスジェンダーの処遇について多数の問題提起がなされる背景

これまでも調髪や入浴時の職員対応をはじめ、トランスジェンダーの収容施設における処遇については、多数の問題提起がなされてきた。問題提起の背景には、トランスジェンダーの権利保護における法制度の問題点もあるが、日本における刑事施設においては、トランスジェンダーに限らず、個人の自由・権利があまりにも制限されているといったことが挙げられる。日本とスウェーデンやノルウェーにおけるトランスジェンダー受刑者の国際比較を行った矢野恵美教授によると、例えば、日本において問題提起がなされているトランスジェンダーの調髪や入浴時の職員対応について、「スウェーデンやノルウェーにおいては、(他のヨーロッパの多くの国でも)男性、女性共に調髪の規定が無いため、この問題自体が生じない」し、「スウェーデン、ノルウェーにおいては、居室の項目で述べたように、基本的に「一居室一受

² 例えば、最高裁補足意見においても、「性別適合手術による卵巣又は精巣の摘出は、それ自体身体への強度の侵襲である上、外科手術一般に共通することとして生命ないし身体に対する危険を伴うとともに、生殖機能の喪失という重大かつ不可逆的な結果をもたらす。」(最高裁平成31年1月23日第二小法廷決定・補足意見)とされている。

刑者の原則」があり、入浴についても各居室にシャワーが付いている。 また各居室の中を監視する習慣がないので、シャワー使用時に刑務官 の監視もない。」とされている³。

前述のとおり、本件で問題となった「化粧水類」のほか、「ヘアピン」、「礼拝用スカーフ」、「尿取りパッド」について、そもそも性別による差別的取扱いを撤廃すれば、トランスジェンダーによるこれら物品の自弁の可否という問題は生じない。これら物品の貸与・支給・自弁を性別によって区別する規定の合理性については、全般的に再検討されたい。

以 上

-

³ ジェンダー法研究第5号 (2018.12) 矢野恵美「8 トランスジェンダー受刑者の処遇――特例法と刑事収容施設法」

法務省矯成訓第3339号

矯正管区長刑事施設の長

被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令を次のように定める。

平成19年5月30日

法務大臣 長 勢 甚 遠

被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律(平成18年法律第58号)及び刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成19年法務省令第35号)の施行に伴い、並びに刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則(平成18年法務省令第57号)第14条第3項、第15条第2項から5項まで、同条第7項及び第16条第2項及び第4項の規定に基づき、及び刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)及び同規則を実施するため、被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令(平成18年法務省矯成訓第3288号大臣訓令)の全部を改正するこの訓令を定める。

(趣旨)

第1条 この訓令は、被収容者に対する物品の貸与及び支給並びに被収容者の物品の自弁 について必要な事項を定めるものとする。

(被収容者に貸与する衣類及び寝具)

- 第2条 刑事施設の長は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(以下「法」という。)第40条第1項第1号の規定に基づき、被収容者に対し、別表1に掲げる衣類及び寝具を貸与するものとする。
- 2 刑事施設の長は、刑事施設の所在地の気候、被収容者の身体的状況、当該物品の用途 その他の事情に応じて、別表1に掲げる物品の貸与の方法、時期及び数量を定めるものとする。

(被収容者に貸与し、又は支給する日用品、筆記具その他の物品)

- 第3条 刑事施設の長は、法第40条第1項第3号の規定に基づき、被収容者に対し、別表2に掲げる日用品、筆記具その他の物品を貸与し、又は支給するものとする。
- 2 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則(以下「規則」という。)第14条第3項 の規定により被収容者に貸与することができる室内装飾品その他の刑事施設における日 常生活に用いる物品及び支給することができる嗜好品の品名並びに貸与又は支給の基準 は、別表3のとおりとする。

(受刑者の自弁の衣類)

第4条 規則第15条第2項の規定により受刑者に自弁を許す下着の品名及び靴下並びに 規則第54条第1項第2号の規定により受刑者に自弁を許す寝衣は、別表4のとおりと する。

(受刑者の自弁の食料品及び飲料並びに嗜好品)

第5条 規則第15条第3項の規定により受刑者に自弁を許すことができる食料品及び飲料並びに嗜好品の品名は、別表5のとおりとする。

(受刑者の自弁の室内装飾品)

第6条 規則第15条第4項の規定により受刑者に自弁を許すことができる室内装飾品の 品名は、別表6のとおりとする。

(受刑者の自弁の日用品、文房具その他の刑事施設における日常生活に用いる物品)

第7条 規則第15条第5項の規定により受刑者に自弁を許すことができる日用品、文房 具その他の刑事施設における日常生活に用いる物品及び受刑者に優遇措置として自弁の ものの使用を許す余暇時間帯における娯楽的活動に用いる物品の品名は、別表7のとお りとする。

(受刑者以外の被収容者の自弁の室内装飾品)

第8条 規則第16条第2項の規定により受刑者以外の被収容者に自弁を許す室内装飾品の品名は、別表8のとおりとする。

(受刑者以外の被収容者の自弁の日用品、文房具その他の刑事施設における日常生活に 用いる物品)

- 第9条 規則第16条第4項の規定により受刑者以外の被収容者に自弁を許す日用品、文 房具その他の刑事施設における日常生活に用いる物品の品名は、別表9のとおりとする。 (他の性別に係る身体的特徴に近似する外観を備えている者についての留意事項)
- 第9条の2 刑事施設の長は、その身体について他の性別に係る身体的特徴に近似する外観を備えている被収容者から、別表1、別表2、別表4、別表7及び別表9に掲げる衣類及び物品のうち、他の性別に限り使用が予定されているものについて使用の申出があった場合において、個別具体的な事情を考慮し、必要と認めたときは、これを許すことができる。

(物品の形状又は規格)

- 第10条 刑事施設の長は、被収容者に自弁を許す物品について、規律及び秩序の維持その他管理運営上の必要がある場合には、あらかじめ形状又は規格を定めることができる。 (子の養育に必要な物品)
- 第11条 法第66条第3項及び第4項の規定により被収容者に対し、別表10に掲げる 子の養育に必要な物品を貸与し、若しくは支給し、又は自弁の物品の使用を許すものと する。

(矯正局長の認可による自弁の物品等)

- 第12条 刑事施設の長は、別表1から3までに掲げる品名以外の物品について、特に必要があると認める場合には、矯正局長の認可を受けて、被収容者にその物品を貸与し、 又は支給することができる。
- 2 刑事施設の長は、別表4から9までに掲げる品名以外の物品について、特に必要があると認める場合には、矯正局長の認可を受けて、被収容者にその物品の使用又は摂取を

許すことができる。

(自弁と貸与及び支給の関係)

- 第13条 刑事施設の長は、被収容者に対し、自弁の食料品(食事として自弁を許すものに限る。)の摂取を許す場合には、食事を支給しないものとする。
- 2 刑事施設の長は、被収容者に対し、自弁の衣類又は寝具の使用を許す場合には、その 許す衣類又は寝具に相当する衣類又は寝具を貸与しないことができる。
- 3 刑事施設の長は、被収容者に対し、別表6から10までに掲げる物品について自弁の ものの使用を許す場合には、その許す物品に相当する物品を貸与し、又は支給しないこと ができる。

(自弁の衣類、寝具の洗濯等)

- 第14条 刑事施設の長は、被収容者の自弁の衣類及び寝具について、必要に応じ、交換、 補修又は洗濯をするよう求めるものとする。
- 2 自弁の衣類及び寝具を補修し、又は洗濯するのに要する費用については、被収容者が 負担することができない場合において、刑事施設の長が相当と認めるときは、その全部 又は一部を国庫の負担とする。

(移送時の自弁物品の取扱い)

第15条 刑事施設の長は、他の刑事施設からの移送により被収容者が収容される際に、 第10条の規定により定めた物品の形状又は規格と異なる自弁の物品を所持する場合に おいて、当該物品が移送される前に収容されていた刑事施設において使用又は摂取を許 されていたものであるときは、当該物品の使用又は摂取を許すものとする。ただし、当 該物品の使用又は摂取を許すことにより、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運 営上支障を生ずるおそれがある場合は、この限りでない。

(事業者の指定)

- 第16条 刑事施設の長は、規則第21条第2号に規定する事業者を指定するに当たっては、差入れ及び購入の事務に支障を生ずることがないよう必要な事項を調査するものとする。
- 2 前項に定める調査に関し必要な事項は、矯正局長が定める。 (労役場留置者)
- 第17条 労役場に留置されている者の物品の貸与、支給及び自弁については、その性質に反しない限り、この訓令中の受刑者に関する規定を準用する。

(被監置者)

- 第18条 監置場に留置されている者の物品の貸与及び支給については、この訓令中の各種被収容者に関する規定を準用する。
- 2 監置場に留置されている者及び法第287条第2項の規定により刑事施設に収容されている者の衣類、日用品及び文房具の自弁については、この訓令中の各種被収容者に関する規定を準用し、衣類、日用品及び文房具以外の物品については、この訓令中の受刑者に関する規定を準用する。

附則

この訓令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行の 日(平成19年6月1日)から施行する。 附 則〔平成20年法務省矯成訓第6387号大臣訓令〕

この訓令は、平成20年11月17日から施行する。

附 則〔平成23年法務省矯成訓第2996号大臣訓令〕

この訓令は、平成23年6月1日から施行する。

附 則〔平成27年法務省矯成訓第4号大臣訓令〕

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則〔平成30年法務省矯成訓第3号大臣訓令〕

この訓令は、平成30年7月2日から施行する。

附 則〔令和2年法務省矯成訓第5号大臣訓令〕

この訓令は、令和3年2月1日から施行する。ただし、別表7のシャープペンシルの項を改める部分は令和2年12月1日から施行する。

別表 9 受刑者以外の被収容者に自弁を許す日用品、文房具その他の刑事施設における日常生活に用いる物品 (規則第 1 6 条第 4 項)

区 分	品 名	摘 要
タオル、石けん、	タオル	
洗髮剤、洗顔用具	バスタオル	
、調髪用具、サン	ハンカチ	
ダル、座布団、ハ	石けん	
ンガーその他の日	石けん容器	
用品	シャンプー	
	リンス	
	くし	ヘアブラシを含む。
	整髪料	
	ヘアピン	女子に限る。
	髪止めゴム	
	電池式かみそり	収納ケース、替え刃、はけ及び電池を含
		t.
	シェービングクリ	
	ーム	
	歯ブラシ	
	歯磨き	
	歯ブラシケース	
	ちり紙	
	耳かき	
	箸	
	箸容器	
	食品容器	
	コップ	
	つまようじ	
	クリーム類	
	汗止め用粉末	
	パフ	
	制汗剤	スプレー式のものを除く。
	化粧水類	女子に限る。
	生理用品	おりものシート及び妊産婦用具を含む。
		女子に限る。
	綿棒	
	サンダル	スリッパを含む。
	座布団	
	ハンガー	
	洋服カバー	

I	手提げ袋	1
	ふろしき	
文房具、遊具その	消しゴム	
的及び娯楽的活動		替え芯を含む。
に用いる物品	ボールペン	
(=/10 · @ /4	サインペン	
	筆ペン	インクカートリッジを含む。
	万年筆	スペアインクを含む。
	蛍光ペン	7 7 7 7 2 1 3 0
	雑記帳	
	日記帳	
	色紙	短冊を含む。
	カーボン紙	/ SIN C II 3 0
	けい紙その他の筆	
	記用紙	
	下敷き	
	定規	規格は30センチメートル用以下とする。
	筆入れ	7541410100000000000000000000000000000000
	板目紙	金属類が付いていないもので、訴訟書類
	とじひも	の整理に必要と認められる場合に限る。
	インデックス	
	付箋	
	ファイル	
	電池式計算機	電池を含む。
	そろばん	
	数珠	
	ロザリオ	
	礼拝用マット	
	礼拝用スカーフ	女子に限る。
	パズル	314 1 111 2 0
手袋、マスクその	手袋	軍手及びゴム手袋を含む。
他の身体に装着す	耳袋	
る物品(衣類を除	マスク	
く。)であって、	尿とりパッド	女子に限る。
受刑者以外の被収	耳栓	-
容者の健康状態そ	使い捨てカイロ	
の他の事情に照ら		
して使用すること		
が必要なもの		
注 ト記主に関する	印本本本	

注 上記表に関する留意事項 1 刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある 場合は許さない。(法第41条第2項)

- 必要な数量の範囲内で許す。 (規則第16条第1項)
- 2 必要な数量の範囲内で許す。 (規則第16条第1項) 参考事項 1 別表8及び9に記載した物品のほか法第41条第2項の規定により受刑者以外 の被収容者に自弁を許すもの (1) 衣類(靴下、タイツ及び足袋を含む。) (2) 食料品及び飲料 (3) 嗜見品

 - (3) 嗜好品
 (4) 寝具
 いずれも、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は許さない。(法第41条第2項)
 必要な数量の範囲内で使用又は摂取を許す。(規則第16条第1項)
 2 その他被収容者に使用を許す物品で自弁のものの使用を原則とするもの
 (1) 眼鏡その他の補正器具(法第42条第1項第1号)
 (2) 自己契約作業を行うのに必要な物品(法第42条第1項第2号)
 (3) 信書を発するのに必要な封筒その他の物品(法第42条第1項第3号)
 (4) 印紙(法第42条第1項第5号、規則第17条第1号)
 (5) 印鑑(法第42条第1項第5号、規則第17条第1号)
 (6) かつら(法第42条第1項第5号、規則第17条第2号)
 いずれも、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は許さない。(法第42条第1項)
 (7) 指名医の診療に係る自弁の医薬品等